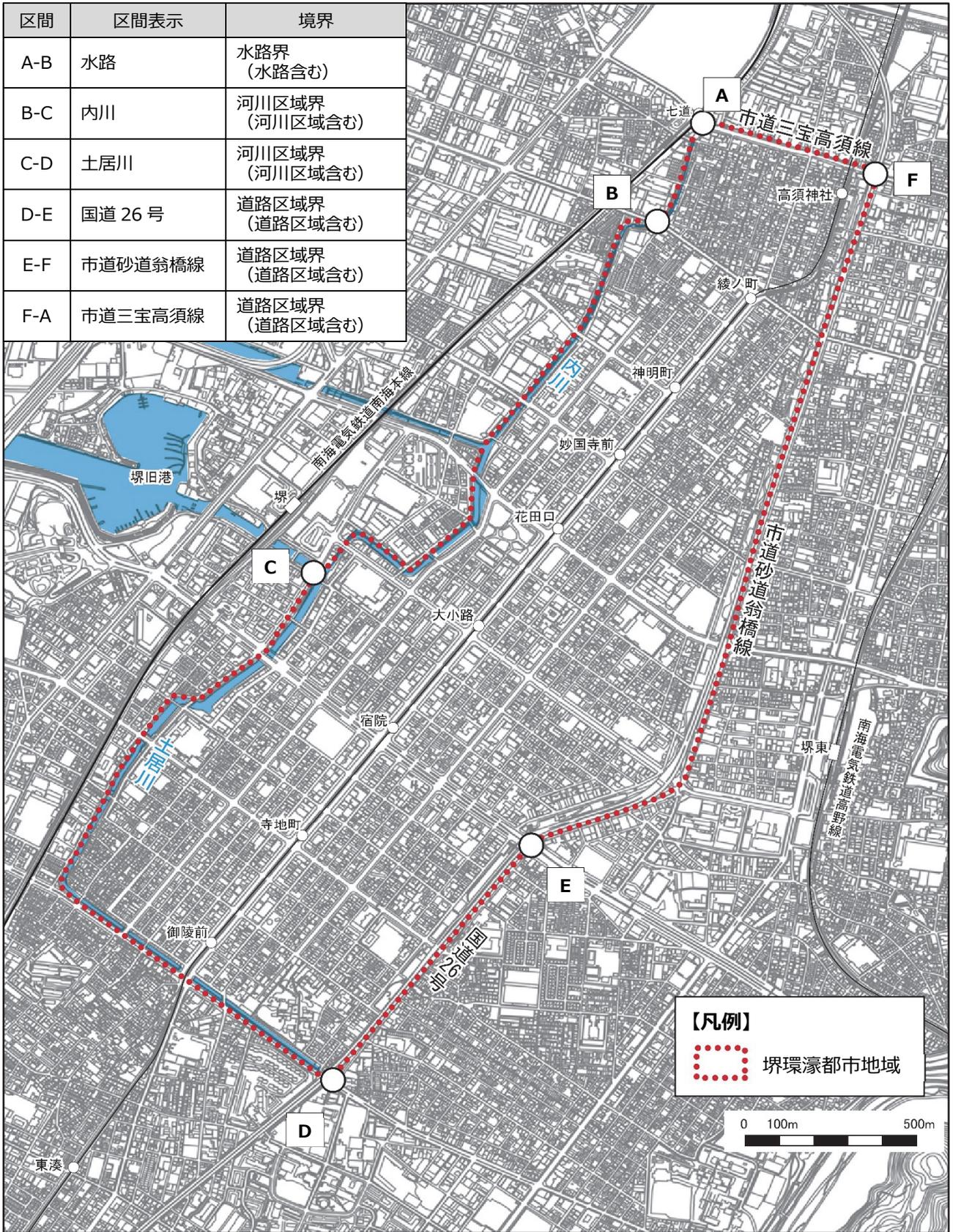


# 卷末資料

## (1) 堺環濠都市地域 境界明示図

区間	区間表示	境界
A-B	水路	水路界 (水路含む)
B-C	内川	河川区域界 (河川区域含む)
C-D	土居川	河川区域界 (河川区域含む)
D-E	国道 26 号	道路区域界 (道路区域含む)
E-F	市道砂道翁橋線	道路区域界 (道路区域含む)
F-A	市道三宝高須線	道路区域界 (道路区域含む)



## (2) 必要書類・図面等

届出等の手続きには、以下の提出様式・添付図書を用意してください。

※代理で届出等される場合は、委任状が必要です。(任意様式)

委任日、委任者の住所・氏名、代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項、行為の場所を必ず記入してください。

### ①事前協議及び届出・認定申請（正副1部ずつ）

【提出様式】大規模建築物等の「届出等」と景観地区の「認定申請」は、様式が異なります。

それぞれの手続きに応じて提出してください。

手続きの種類	書類	備考
事前協議	事前協議申出書	届出者（民間が官公庁）によって様式が異なります
届出	届出書	
認定申請	認定申請書	

※届出：市ホームページ「堺市 景観 様式」で検索の上、「景観法届出等 堺市」を選択

認定申請：市ホームページ「堺市 景観 様式」で検索の上、「景観地区認定申請等」を選択

【添付図書】下記の図書を、上記の書類に添付してください。

行為の種類	図書等		備考
	種類	縮尺	
建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	①景観配慮事項説明書		○広告物を掲出する物件は、建築物との位置関係がわかる図書を併せて提出すること ○指定された縮尺による図書の提出が困難な場合は、別途協議の上その縮尺を決定すること ※1) 着色し、引出線にてマンセル値及び仕上げ方法を記入したもの ※2) 門、柵、塀、擁壁、植栽、玄関周り、敷地内通路等の状況が確認できるもの ※3) 鳥瞰ではなく、人の視点で周辺の状況が確認できるもの ※4) タイル・フェンス・手摺など
	②色彩面積算定書（大規模建築物のみ）		
	③付近見取図（白地図）	2,500分の1以上	
	④配置図	200分の1以上	
	⑤各階平面図	200分の1以上	
	⑥各面の立面図（着色）※1	200分の1以上	
	⑦主要部2面以上の断面図	200分の1以上	
	⑧外構平面図 ※2	200分の1以上	
	⑨2方向以上の現況カラー写真（当該敷地及び周辺の写真）		
	⑩完成予想パース（着色）※3		
	⑪使用する建材等の仕様書（カタログやサンプルなど）の写し（必要に応じて）		
⑫建築等計画概要書（認定申請のみ）			
建築物・工作物の外観の色彩変更	①景観配慮事項説明書		※3) 鳥瞰ではなく、人の視点で周辺の状況が確認できるもの ※4) タイル・フェンス・手摺など
	②色彩面積算定書（大規模建築物のみ）		
	③付近見取図（白地図）	2,500分の1以上	
	④各面の立面図（着色）	200分の1以上	
	⑤2方向以上の現況カラー写真（当該敷地及び周辺の写真）		

※①景観配慮事項説明書及び②色彩面積算定書の様式は、巻末資料 P.65 以降に掲載

※届出等の内容に変更があった場合、その変更箇所の着手までに、変更の手続きが必要となりますので事前にご相談ください。

ただし、届出者や工事施工者名の変更等は軽微変更の手続きで対応します。

## ②完了又は中止の届出（1部）

届出等の行為について、完了又は中止した場合は、手続きが必要です。

### 【提出様式】

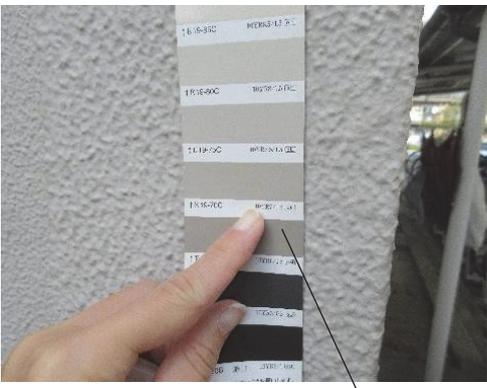
手続きの種類	書類	備考
行為の完了又は中止	行為（完了・中止）届出書	届出者（民間が官公庁）によって様式が異なります

【添付図書】完了の場合、上記の書類に添付してください。

図書	備考	
完成時のカラー写真	建築物等 (附属建築物含む)	<b>①外観の全景（東西南北の各面）</b> ・色の塗分けや開口部の位置等が確認できる写真 ※全景を撮影することが困難な場合は、写真を分割してもよい。 隣の建物が近接している場合は、撮影できる範囲の写真でもよい。  <b>②外観の詳細（東西南北各面の色彩、塗装方法ごと）</b> ・使用した建材の色彩が確認できるように色見本やタイルサンプル等を照らし合わせてください。
	外構	植栽・駐輪場・フェンス・インターロッキング等が確認できる写真としてください。
撮影位置図	平面図等に撮影位置を記入してください。（写真とリンクするよう番号等で整理してください）	

### <建材の撮影イメージ及び記載例>

#### ・塗装の場合

	①2階北面 外壁	← 撮影箇所がわかるように記載 (撮影位置図の番号等と照合)
	吹付塗装 10YR7/1.5	← 撮影した部分のマンセル値がわかるように記載

色見本と照合して撮影

#### ・タイルやサイディングの場合

	①1階南面 エントランス部
	タイル貼り 7.5YR8/0.5、 10YR6/0.5

タイルサンプルと照合して撮影

景観配慮事項説明書（堺環濠都市地域及び百舌鳥古墳群周辺景観地区以外の大規模建築物）	
計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	景観特性の区分 <input type="checkbox"/> 都心・周辺市街地景観 <input type="checkbox"/> 近郊市街地景観 <input type="checkbox"/> 郊外市街地景観 <input type="checkbox"/> 田園景観 <input type="checkbox"/> 丘陵市街地景観 <input type="checkbox"/> 丘陵地景観 <input type="checkbox"/> 臨海市街地景観
	周辺の景観
	計画地における景観上のコンセプト
行為の制限（景観形成の基準）	
配慮した事項など	
A 地域特性	建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。 （１）自然特性への配慮 （２）歴史文化特性への配慮 （３）市街地特性への配慮 ※ 1 詳細は欄外参照
	<b>B - 1 周辺との調和</b> -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。
	<b>B - 2 まちかど（交差点）の景観形成</b> -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
B まちなみ	<b>B - 3 通りの景観形成</b> -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。

行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
C1 建築計画／配置・外構	<b>C1-1 空地の配置・意匠</b> -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。	
	<b>C1-2 敷地の形態・意匠</b> -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。	
	<b>C1-3 屋外付帯施設</b> -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。	(駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)
C2 建築計画／建築物	<b>C2-1 建築物の形態・意匠</b> -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。	
	<b>C2-2 外壁の材料</b> -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	
	<b>C2-3 外壁の色彩</b> -外壁の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 ※2 基準の詳細は欄外参照	
	<b>C2-4 屋根</b> -屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	
C3 建築計画／付帯設備等	<b>C3-1 屋上付帯設備等</b> -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。	(塔屋、屋上設備など)
	<b>C3-2 屋外階段・外壁付帯設備</b> -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。	(屋外階段、室外機、樋など)

※ 1 地域特性とは

(1) 自然特性に配慮する

- 市街地に残る貴重な自然を保全する。
- 周辺に優れた自然資源（樹林地・河川・農地など）がある場合は、それらとの関係性に配慮し、建築物等の工夫を行う。
- 計画地周辺の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、それらを計画に取り入れる工夫をする。

(2) 歴史文化特性に配慮する

- 地域の特徴ある歴史的なまちなみや資源を保全する。
- 周辺に歴史文化資源（寺社・町家・古墳など）がある場合は、それらとの調和を図る。

(3) 市街地特性に配慮する

- 地域のまちなみの特徴（市街地の成り立ち）を読み取り、デザインに反映させる。
- 市街地の景観の特性（駅前・幹線道路沿道・鉄道沿線など）に応じて、デザインを工夫する。

※ 2 大規模建築物の色彩基準

-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表1のとおりとする。

表1

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6以上	4以下
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下
上記以外	6以上	2以下
無彩色	6以上	-

-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。

-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。

-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。

-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。

-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。

景観配慮事項説明書（百舌鳥古墳群周辺景観地区の建築物）		
計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	建築物の規模	<input type="checkbox"/> 大規模建築物 <input type="checkbox"/> 中規模建築物 <input type="checkbox"/> 小規模建築物
	景観地区区域	<input type="checkbox"/> 古墳近傍景観形成地区 <input type="checkbox"/> 古墳群周辺市街地景観形成地区
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 風致地区
	周辺の景観	
	計画地における景観上のコンセプト	
行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
A地域特性	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。	
	<b>自然特性</b> -安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。	
	<b>歴史文化特性</b> -世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。	
	<b>市街地特性</b> -自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 -地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。	
Bまちなみ	<b>B - 1 周辺との調和</b> -周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などとの調和を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。	

	行為の制限（景観形成の基準）	配慮した事項など
B まちなみ	<b>B－2 まちかど（交差部）の景観形成</b> -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。	
	<b>B－3 通りの景観形成</b> -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いた中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。 -敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。	
C1 建築計画／配置・外構	<b>C1－1 空地の配置・意匠</b> -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。	
	<b>C1－2 敷地の形態・意匠</b> -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。	
	<b>C1－3 屋外付帯施設</b> -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。	（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など）
C2 建築計画／建築物	<b>C2－1 建築物の形態・意匠</b> -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。	
	<b>C2－2 外壁の材料</b> -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	
	<b>C2－3 外壁の色彩</b> -外観の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 ※色彩の基準は欄外参照	

	<p><b>C 2 - 4 屋根</b></p> <p>-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。</p>	
	<b>行為の制限（景観形成の基準）</b>	<b>配慮した事項など</b>
<b>C 3 建築計画／付帯設備等</b>	<p><b>C 3 - 1 屋上付帯設備等</b></p> <p>-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。</p>	(塔屋、屋上設備など)
	<p><b>C 3 - 2 屋外階段・外壁付帯設備</b></p> <p>-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。</p> <p>-外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。</p>	(屋外階段、室外機、樋など)

※色彩基準

【大規模建築物】

-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1 / 3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 1 のとおりとする。

表 1

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6 以上	4 以下
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1 / 3 以下とする。

-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1 / 20 以下の範囲で使用するものとする。

-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。

-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。

-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。

【大規模建築物以外】

-ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 2 のとおりとする。

表 2

色相	彩度
YR（橙）系	6 以下
R（赤）、Y（黄）系	4 以下
上記以外	2 以下

-アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。

景観配慮事項説明書（堺環濠都市地域の建築物）		
計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	建築物の規模	<input type="checkbox"/> 大規模建築物 <input type="checkbox"/> 中規模建築物
	周辺の景観	
	計画地における景観上のコンセプト	
行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
A地域特性	堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して景観形成方針に則った計画とする。	
	<b>自然特性</b>	
	<b>歴史文化特性</b>	
	<b>市街地特性</b>	
Bまちなみ	<b>B-1 周辺との調和</b>	

行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
B まちなみ	<p><b>B-2 まちかど（交差部）の景観形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。</li> <li>-まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。</li> <li>-大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。</li> </ul>	
	<p><b>B-3 通りの景観形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。</li> <li>-低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。</li> <li>-大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。</li> <li>-町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。</li> </ul>	
C1 建築計画／配置・外構	<p><b>C1-1 空地の配置・意匠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。</li> <li>-敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。</li> </ul>	
	<p><b>C1-2 敷地の形態・意匠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。</li> <li>-敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。</li> <li>-大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。</li> <li>-町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、又は壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地とするよう努める。</li> <li>-濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷地の形態・意匠とし、潤いが感じられる水辺空間の創出に努める。</li> </ul>	
	<p><b>C1-3 屋外付帯施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。</li> <li>-屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。</li> </ul>	(駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)

行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
C2 建築計画 / 建築物	<b>C2-1 建築物の形態・意匠</b> -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。	
	<b>C2-2 外壁の材料</b> -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。	
	<b>C2-3 外壁の色彩</b> -外壁の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 ※色彩の基準は欄外参照	
	<b>C2-4 屋根</b> -屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	
C3 建築計画 / 付帯設備等	<b>C3-1 屋上付帯設備等</b> -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。	(塔屋、屋上設備など)
	<b>C3-2 屋外階段・外壁付帯設備</b> -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。	(屋外階段、室外機、樋など)
※色彩基準 【大規模建築物】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表1のとおりとする。		

表 1

色相	明度	彩度
YR (橙) 系	6 以上	4 以下
R (赤) 、Y (黄) 系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

- サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。
- ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。
- 写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。
- 色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。
- ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。
- 漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。

【大規模建築物以外】

- ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表2のとおりとする。

表 2

色相	彩度
YR (橙) 系	6 以下
R (赤) 、Y (黄) 系	4 以下
上記以外	2 以下

- アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。

景観配慮事項説明書（工作物）	
計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	景観特性の区分 <input type="checkbox"/> 都心・周辺市街地景観 <input type="checkbox"/> 近郊市街地景観 <input type="checkbox"/> 郊外市街地景観 <input type="checkbox"/> 田園景観 <input type="checkbox"/> 丘陵市街地景観 <input type="checkbox"/> 丘陵地景観 <input type="checkbox"/> 臨海市街地景観
	周辺の景観
	計画地における景観上のコンセプト
行為の制限（景観形成の基準）	
<b>地域特性</b> -地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。	配慮した事項など
<b>まちなみ形成</b> -周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	
<b>色彩</b> -法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。	
<b>緑化</b> -既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。	
<b>付帯設備</b> -設備等のような附属物は、道路から見えにくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。	

色彩面積算定書

外壁	見付面積	色彩	ベースカラー ※1			サブカラー ※2			アクセントカラー ※3		
			見付面積 ×1/3	小計	見付面積 ×1/3	小計	見付面積 ×1/3	小計	見付面積 ×1/20	小計	見付面積 ×1/20
東面	(㎡)	仕上げ									
		マンセル値									
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		判定	小計 ≥ 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/20	OK	OK	OK	
西面	(㎡)	仕上げ									
		マンセル値									
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		判定	小計 ≥ 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/20	OK	OK	OK	
南面	(㎡)	仕上げ									
		マンセル値									
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		判定	小計 ≥ 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/20	OK	OK	OK	
北面	(㎡)	仕上げ									
		マンセル値									
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		判定	小計 ≥ 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/3	OK	小計 < 見付面積×1/20	OK	OK	OK	

※1：ベースカラーは見付面積の1/3以上で用いられている色彩とする。

※2：サブカラーを用いる場合は、見付面積の1/3以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーとの明度差は2以内とする。

※3：アクセントカラーを用いる場合は、見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。

## 堺市景観形成ガイドライン

令和6年10月改定

堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7432 / FAX 072-228-8468

HP <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1-J1-24-0167

